

2023年10月24日(火曜日)

『船員行政ニュース』 1205 国土交通省海事局
船員政策課

船員保険被扶養者資格再確認のお知らせ

船員保険部では、毎年度、法令に基づき、「被扶養者の方が被扶養者としての要件を満たしているか」を確認しています。

本年度も、以下の通り実施します。保険料額の算出にもつながる重要な確認となりますので、ご理解ご協力のほど、よろしく願います。

○確認の対象となる方

令和5年4月1日の時点で満16歳以上の被扶養者

※ただし、被扶養者となった日(認定日)が令和5年4月1日以降の方は除く。

○送付時期

令和5年12月中旬ごろに「被扶養者状況リスト」等を送付する予定です。

※該当者がいない場合は、送付しません。

○提出物

被扶養者に変更がない場合も「被扶養者状況リスト」等の提出が必要です。

送付させていただくリーフレットにて必要書類をご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

○ご提出期限

令和6年1月中旬の予定です。

※詳細は12月中旬にお送りする「被扶養者状況リスト」等でご確認ください。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成

〔ファクスだより〕